

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(有給休暇) 第 12 条 (略) 3 (略)</p> <p>(2) 6 箇月以上の期間をもって雇用された契約職員が、傷病（前号に掲げる場合を除く）のため療養を要すると認められる場合 当該雇用の日から 1 年間につき <u>90</u> 日の範囲内で必要と認める期間（ただし、当該 1 年間の内に 6 箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合であっても、当該 1 年間の日数は <u>90</u> 日を限度とする。なお、時間の換算については、年次休暇の例により 1 日に換算するものとする。）</p> <p>(略)</p> <p>(給与の支給方法等) 第 28 条 (略) 2 給与の計算期間は、月の初日から末日までとし、当該月の給与は、翌月の <u>16 日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは 17 日（この日が祝日法による休日に当たるときは 14 日）、土曜日に当たるときは 15 日）</u> に支給する。ただし、退職等特別の理由があるときはこの限りではない。なお、第 25 条第 4 項の規定により、通用期間が 1 箇月を超える定期券の価格により通勤手当が支給される場合は、当該定期券の通用期間の開始の月の翌月の給与の支給日に当該定期券の価格を支給する。</p> <p>(略)</p> <p>(非常勤職員の有給休暇) 第 31 条 (略) 3 療養休暇は、次の各号のとおりとする。 (略) <u>(3) 6 箇月以上の雇用が定められている者又は 6 箇月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 47 日以下の者を除く。）が、インフルエンザ発症に伴う療養を要すると認められる場合</u> <u>前号とは別に、当該雇用の日から 1 年間につき 3 日の範囲内で必要と認める期間（ただし、当該 1 年間の内に 6 箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合であっても、当該 1 年間の日数は 3 日を限度と</u></p>	<p>(略)</p> <p>(有給休暇) 第 12 条 (略) 3 (略)</p> <p>(2) 6 箇月以上の期間をもって雇用された契約職員が、傷病（前号に掲げる場合を除く）のため療養を要すると認められる場合 当該雇用の日から 1 年間につき <u>30</u> 日の範囲内で必要と認める期間（ただし、当該 1 年間の内に 6 箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合であっても、当該 1 年間の日数は <u>30</u> 日を限度とする。なお、時間の換算については、年次休暇の例により 1 日に換算するものとする。）</p> <p>(略)</p> <p>(給与の支給方法等) 第 28 条 (略) 2 給与の計算期間は、月の初日から末日までとし、当該月の給与は、翌月の <u>7 日以内の人事部長が別に定める一定の日</u> に支給する。ただし、退職等特別の理由があるときはこの限りではない。なお、第 25 条第 4 項の規定により、通用期間が 1 箇月を超える定期券の価格により通勤手当が支給される場合は、当該定期券の通用期間の開始の月の翌月の給与の支給日に当該定期券の価格を支給する。</p> <p>(略)</p> <p>(非常勤職員の有給休暇) 第 31 条 (略) 3 療養休暇は、次の各号のとおりとする。 (略) <u>(新規)</u></p>	<p>・契約職員の療養休暇日数を年間 30 日から 90 日にするための改正</p> <p>・非常勤職員等の給与支給日を翌月 7 日以内から原則翌月の 16 日にするための改正</p> <p>・非常勤職員がインフルエンザ発症に伴う療養を要すると認められる場合、有給の療養休暇 2 日とは別に、3 日の有給の療養休暇を取得できることとするための改正</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>する。なお、時間単位で取得した場合は、勤務を割り振られた期間のうち1日の勤務時間が長い日の勤務時間をもって1日に換算することとする。)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第28条第2項の改正については、令和4年6月1日から施行する。</u></p>		

新	旧	改正理由等																								
<p>第1号様式（第20条関係）<u>（用紙 日本産業規格A4縦長型）</u></p> <p style="text-align: center;">非常勤職員雇用書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">（氏名） ○ ○ ○ ○</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">（職名） ○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">（給与） 基本報酬（○額） 円 （外に通勤手当を支給する） 支給日は、原則として翌月16日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは17日（この日が祝日法による休日に当たるときは14日）、土曜日に当たるときは15日）とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">（勤務課所） 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院（センター）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">（勤務時間）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">（雇用期間） ・ 期間の定めなし ・ 期間の定めあり（ 年 月 日 ～ 年 月 日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">年 月 日 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院長（センター総長・所長） ○ ○ ○ ○</td> </tr> </table>	（氏名） ○ ○ ○ ○	（職名） ○ ○ ○ ○	（給与） 基本報酬（○額） 円 （外に通勤手当を支給する） 支給日は、原則として翌月16日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは17日（この日が祝日法による休日に当たるときは14日）、土曜日に当たるときは15日）とする。		（勤務課所） 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院（センター）		（勤務時間）		（雇用期間） ・ 期間の定めなし ・ 期間の定めあり（ 年 月 日 ～ 年 月 日）		年 月 日 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院長（センター総長・所長） ○ ○ ○ ○		<p>第1号様式（第20条関係） <u>契約職員及び非常勤職員等</u>（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p style="text-align: center;">非常勤職員雇用書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">（氏名） ○ ○ ○ ○</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">（職名） ○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">（給与） 基本報酬（○額） 円 （外に通勤手当を支給する） 支給日は、原則として翌月7日（この日が日曜日に当たるときは5日、土曜日にあたるときは6日）とする。但し、1月及び5月にあつては10日（この日が休日の月曜日に当たるときは7日、日曜日に当たるときは8日、土曜日に当たるときは9日）とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">（勤務課所） 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院（センター）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">（勤務時間）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">（雇用期間） ・ 期間の定めなし ・ 期間の定めあり（ 年 月 日 ～ 年 月 日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">年 月 日 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院長（センター総長・所長） ○ ○ ○ ○</td> </tr> </table>	（氏名） ○ ○ ○ ○	（職名） ○ ○ ○ ○	（給与） 基本報酬（○額） 円 （外に通勤手当を支給する） 支給日は、原則として翌月7日（この日が日曜日に当たるときは5日、土曜日にあたるときは6日）とする。但し、1月及び5月にあつては10日（この日が休日の月曜日に当たるときは7日、日曜日に当たるときは8日、土曜日に当たるときは9日）とする。		（勤務課所） 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院（センター）		（勤務時間）		（雇用期間） ・ 期間の定めなし ・ 期間の定めあり（ 年 月 日 ～ 年 月 日）		年 月 日 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院長（センター総長・所長） ○ ○ ○ ○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載位置の変更 ・ 契約職員及び非常勤職員等の記載の削除 ・ 非常勤職員等の給与支給日を翌月7日以内から原則翌月の16日にするための改正
（氏名） ○ ○ ○ ○	（職名） ○ ○ ○ ○																									
（給与） 基本報酬（○額） 円 （外に通勤手当を支給する） 支給日は、原則として翌月16日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは17日（この日が祝日法による休日に当たるときは14日）、土曜日に当たるときは15日）とする。																										
（勤務課所） 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院（センター）																										
（勤務時間）																										
（雇用期間） ・ 期間の定めなし ・ 期間の定めあり（ 年 月 日 ～ 年 月 日）																										
年 月 日 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院長（センター総長・所長） ○ ○ ○ ○																										
（氏名） ○ ○ ○ ○	（職名） ○ ○ ○ ○																									
（給与） 基本報酬（○額） 円 （外に通勤手当を支給する） 支給日は、原則として翌月7日（この日が日曜日に当たるときは5日、土曜日にあたるときは6日）とする。但し、1月及び5月にあつては10日（この日が休日の月曜日に当たるときは7日、日曜日に当たるときは8日、土曜日に当たるときは9日）とする。																										
（勤務課所） 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院（センター）																										
（勤務時間）																										
（雇用期間） ・ 期間の定めなし ・ 期間の定めあり（ 年 月 日 ～ 年 月 日）																										
年 月 日 神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院長（センター総長・所長） ○ ○ ○ ○																										

新		旧		改正理由等
第2号様式(第20条関係) <u>(用紙 日本産業規格A4縦長型)</u>		第2号様式(第20条関係)		<ul style="list-style-type: none"> ・記載位置の変更 ・契約職員及び非常勤職員等の記載の削除
【非常勤職員用(有期)】		【非常勤職員用(有期)】		
雇用条件通知書		雇用条件通知書		
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
勤務場所	神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院(センター)(所在地 ○○市○○○)	勤務場所	神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院(センター)(所在地 ○○市○○○)	
従事すべき業務の内容	1 始業及び終業の時刻 始業 午前○時○分 終業 午後○時○分(○時間○分/日) 2 休憩時間 休憩時間 午後○時から午後○時 3 時間外勤務の有無 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第29条第4項の規定による。	従事すべき業務の内容	1 始業及び終業の時刻 始業 午前○時○分 終業 午後○時○分(○時間○分/日) 2 休憩時間 休憩時間 午後○時から午後○時 3 時間外勤務の有無 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第29条第4項の規定による。	
始業、終業の時刻等		始業、終業の時刻等		
勤務を割り振らない日		勤務を割り振らない日		
休 暇	契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第31条及び第32条の規定による。	休 暇	契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第31条及び第32条の規定による。	
基本的な報酬又は賃金以外の給与	1 各種手当相当の報酬 通勤手当 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第25条に規定する計算方法により算出した額を支給。 その他 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則により支給。 2 締切日 毎月末(退職日が属する月は退職日) 3 支払日 当該勤務に係る月の翌月の16日(この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは17日(この日が祝日法による休日に当たるときは14日)、土曜日に当たるときは15日)とする。退職日の属する月は退職日以後速やかに支給。 4 昇給 無 5 賞与(加給)(有・無) 6 退職金 無	基本的な報酬又は賃金以外の給与	1 各種手当相当の報酬 通勤手当 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第25条に規定する計算方法により算出した額を支給。 その他 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則により支給。 2 締切日 毎月末(退職日が属する月は退職日) 3 支払日 当該勤務に係る月の翌月の7日(日曜日に当たるときは5日、土曜日に当たるときは6日)ただし、1月及び5月にあつては、10日(この日が休日の月曜日に当たるときは7日、日曜日に当たるときは8日、土曜日に当たるときは9日)とする。退職日の属する月は退職日以後速やかに支給。 4 昇給 無 5 賞与(加給)(有・無) 6 退職金 無	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員等の給与支給日を翌月7日以内から原則翌月の16日にするための改正
退職に関する事項	1 雇用期間満了により退職する。 2 自己都合退職をする場合は、速やかに所属長に申し出ること。 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。 (1) 勤務実績が良くないとき。 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。 (4) 組織の改廃により廃職又は過員を生じたとき。 (5) 事業の運営上やむを得ない事情により、事業の縮小、転換又は部門の閉鎖等が必要なとき 4 その他、契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則に第9条に該当するときは解雇となる場合がある。 5 定年制 無	退職に関する事項	1 雇用期間満了により退職する。 2 自己都合退職をする場合は、速やかに所属長に申し出ること。 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。 (1) 勤務実績が良くないとき。 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。 (4) 組織の改廃により廃職又は過員を生じたとき。 (5) 事業の運営上やむを得ない事情により、事業の縮小、転換又は部門の閉鎖等が必要なとき 4 その他、契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則に第9条に該当するときは解雇となる場合がある。 5 定年制 無	
そ の 他	1 社会保険の加入 厚生年金 健康保険 その他() 2 雇用保険の適用 有 3 適用される就業規則 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則及びこれに附属する規程 ※就業規則等及び事務分担表は、事務局において閲覧できます。 4 更新の有無 (更新しない・更新する場合がある) 5 更新する場合の判断基準 ① 職務遂行能力 ② 職場適用能力 ③ 勤怠 ④ 健康状態 ⑤ 法人の経営状況 ⑥ 担当業務の状況 6 雇用管理の改善等に関する相談窓口 担当者 ○○副事務局長	そ の 他	1 社会保険の加入 厚生年金 健康保険 その他() 2 雇用保険の適用 有 3 適用される就業規則 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則及びこれに附属する規程 ※就業規則等及び事務分担表は、事務局において閲覧できます。 4 更新の有無 (更新しない・更新する場合がある) 5 更新する場合の判断基準 ① 職務遂行能力 ② 職場適用能力 ③ 勤怠 ④ 健康状態 ⑤ 法人の経営状況 ⑥ 担当業務の状況 6 雇用管理の改善等に関する相談窓口 担当者 ○○副事務局長	

新		旧		改正理由等
第2号の2様式(第20条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)		第2号の2様式(第20条関係)		<ul style="list-style-type: none"> 記載位置の変更 契約職員及び非常勤職員等の記載の削除 非常勤職員等の給与支給日を翌月7日以内から原則翌月の16日にするための改正
【非常勤職員用(無期)】		【非常勤職員用(無期)】		
雇用条件通知書		雇用条件通知書		
契約期間	期間の定めの有無 ・有 (年 月 日 ~ 年 月 日) ・無	契約期間	期間の定めの有無 ・有 (年 月 日 ~ 年 月 日) ・無	
勤務場所	神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院(センター)(所在地 ○○市○○○)	勤務場所	神奈川県立 ○ ○ ○ ○ 病院(センター)(所在地 ○○市○○○)	
従事すべき業務の内容	1 始業及び終業の時刻 始業 午前○時○分 終業 午後○時○分(○時間○分/日) 2 休憩時間 休憩時間 午後○時から午後○時 3 時間外勤務の有無 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第29条第4項の規定による。	従事すべき業務の内容	1 始業及び終業の時刻 始業 午前○時○分 終業 午後○時○分(○時間○分/日) 2 休憩時間 休憩時間 午後○時から午後○時 3 時間外勤務の有無 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第29条第4項の規定による。	
始業、終業の時刻等		始業、終業の時刻等		
勤務を割り振らない日		勤務を割り振らない日		
休暇	契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第31条及び第32条の規定による。	休暇	契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第31条及び第32条の規定による。	
基本的な報酬又は賃金以外の給与	1 各種手当相当の報酬 通勤手当 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第25条に規定する計算方法により算出した額を支給。 その他 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則により支給。 2 締切日 毎月末(退職日が属する月は退職日) 3 支払日 当該勤務に係る月の翌月の16日(この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは17日(この日が祝日法による休日に当たるときは14日)、土曜日に当たるときは15日)とする。退職日の属する月は退職日以後速やかに支給。 4 昇給 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第40条に基づき昇給。 5 賞与(加給)(有・無) 6 退職金 無	基本的な報酬又は賃金以外の給与	1 各種手当相当の報酬 通勤手当 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第25条に規定する計算方法により算出した額を支給。 その他 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則により支給。 2 締切日 毎月末(退職日が属する月は退職日) 3 支払日 当該勤務に係る月の翌月の7日(日曜日に当たるときは5日、土曜日に当たるときは6日)ただし、1月及び5月にあつては、10日(この日が休日の月曜日に当たるときは7日、日曜日に当たるときは8日、土曜日に当たるときは9日)とする。退職日の属する月は退職日以後速やかに支給。 4 昇給 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第40条に基づき昇給。 5 賞与(加給)(有・無) 6 退職金 無	
退職に関する事項	1 自己都合退職をする場合は、速やかに所属長に申し出ること。 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。 (1) 勤務実績が良くないとき。 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。 (4) 組織の改廃により廃職又は過員を生じたとき。 (5) 事業の運営上やむを得ない事情により、事業の縮小、転換又は部門の閉鎖等が必要なとき 3 その他、契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則に第9条に該当するときは解雇となる場合がある。 4 定年制 有 (歳) 5 再雇用制度 有 (歳)	退職に関する事項	1 自己都合退職をする場合は、速やかに所属長に申し出ること。 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。 (1) 勤務実績が良くないとき。 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。 (4) 組織の改廃により廃職又は過員を生じたとき。 (5) 事業の運営上やむを得ない事情により、事業の縮小、転換又は部門の閉鎖等が必要なとき 3 その他、契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則に第9条に該当するときは解雇となる場合がある。 4 定年制 有 (歳) 5 再雇用制度 有 (歳)	
その他	1 社会保険の加入 厚生年金 健康保険 その他 () 2 雇用保険の適用 有 3 適用される就業規則 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則及びこれに附属する規程 ※就業規則等及び事務分担表は、事務局において閲覧できます。 4 雇用管理の改善等に関する相談窓口 担当者 ○○副事務局長	その他	1 社会保険の加入 厚生年金 健康保険 その他 () 2 雇用保険の適用 有 3 適用される就業規則 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則及びこれに附属する規程 ※就業規則等及び事務分担表は、事務局において閲覧できます。 4 雇用管理の改善等に関する相談窓口 担当者 ○○副事務局長	

令和 4 年 2 月 22 日
理事会
人事部

契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則の一部改正について

1 改正の趣旨

機構組合との労使交渉における合意を踏まえ、契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 契約職員に係る有給の療養休暇の日数拡大
契約職員の療養休暇日数を、30日から90日に拡大する。
- (2) 非常勤職員の給与支給日の変更
給与支給日を「翌月 7 日以内の人事部長が別に定める一定の日」から「原則 翌月 16 日以内」に改める。
- (3) 非常勤職員のインフルエンザ発症に伴う療養休暇の新設
非常勤職員がインフルエンザ発症に伴う療養を要すると認められる場合、有給の療養休暇 2 日とは別に、3 日の有給の療養休暇を取得できるよう改める。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

- (1) 2 (1) 及び(3) 令和 4 年 4 月 1 日
- (2) 2 (2) 令和 4 年 6 月 1 日